

オピニオン

一刀とう 領談りょうだん
本紙客員論説委員 下條正男



しもじょう・まさお 長
野県出身。国学院大大学院
博士課程修了。1999年
から拓殖大教授を務め、昨
年3月末で退官。現在は本

政治不在の日本



沖縄県・尖閣諸島の魚釣島周辺で、海
洋調査船の警護に当たる海上保安庁の船
= 1月31日午前（石垣市提供）

まずは竹島問題解決を

ロシアによるウクライナ
侵攻が始まって、間もなく
2月。この間、国際社会
の枠組み（パラダイム）が大
きく転換した。その中で日
本がどのように生き残つて
いけばよいのか、直面する
課題が多い。

昨今の国際情勢は、日本
国憲法の前文で、日本がい
かに「平和を愛する諸国民
の公正と信義を信頼して、
われらの安全と生存を保持
しようと決意」したとして
も、それとは正反対の方向
に進みつつあるからだ。憲
法が謳うように、現実の国
際社会は「平和を維持し、
専制と隸従、圧迫と偏狭を
地上から永遠に除去しよう
と努めて」はいない。

このような時にこそ、国
連が率先して問題解決に努
めるべきだが、機能不全に
陥っている。常任理事国で
あるロシアが南樺太と千島
列島、それに北方四島を占
拠し、もう一つの常任理事
国である中国は虎視眈々と
尖閣諸島を狙っている。

さらに国際連合憲章では、
日本国を敵国条項で敵
国として規定し続け、その
安保理（国際連合安全保障
理事会）の常任理事国であ
るロシアが今まさに「専制
と隸従、圧迫と偏狭」の先
導役を果たしている。

「専制と隸従、圧迫と偏
狭」を除去し、日本が「名
誉ある地位を占めたいと思
う」のなら、それ相応の準
備と覚悟がいる。果たして

今の日本に、それだけの胆
力と戦略があるだろうか。

■外交姿勢に起因

一方、中国による尖閣諸
島周辺での挑発行為は、2
010年の秋ごろから表面
化した。それとともに日本
国内では「憲法9条」を含
めた改憲論議が活気づき、
今回のウクライナ情勢を機
に、改憲論議に拍車がかか
った。

■領土から歴史へ

中国海警局の公船による

尖閣諸島周辺での挑発行為

が10年以上も続く中、「武
力による威嚇又は武力の行
使は、国際紛争を解決する
手段としては永久に放棄」
した現行の憲法では、一触
即発の事態に対処できない
からだ。

だが、憲法の改正だけで
は挑発を続ける中国を排除

し、ロシアが侵奪した領土
の奪還には結びつかない。
中国政府が尖閣諸島に対
する領土的野心を露骨に
し、ロシア政府が北方領土
問題などで強硬な態度を示
すことになったのは、竹
島問題で示した日本政府の
外交姿勢に起因しているた
めだ。

■島根県議会が「竹島の日」

条例を定めたのは、199

4年に国連海洋法条約が発
効し、竹島問題を解決する
機会が訪れていたが、日本
外交はそれを生かすことが
できなかつたからだ。

そこで2005年3月、
県議会が「竹島の領土権確
立」を求めるに日本政府

ことはできない。日本外交
を時代に即したものに変え
るには、竹島問題を解決
してからでも遅くはない。

ロシアと中国が動くのは
その後である。ロシアのガ
ルージン駐日公使（現大使）
は05年6月、「ソ連の対日
参戦はソ連の正義の戦い
で」、「ソ連軍による北方
領土占領」は「日本軍國主
義の侵略行為の帰結」と述
べ、北方領土問題を領土問
題から歴史問題に転換し
た。これがその後、ロシア
の公式見解となつた。翌年
4月には、中国の国家海洋
局局長が竹島問題に対する
韓国政府の対応を評価する

紙客員論説委員のほか、島
根県立大と東海大の客員教
授。島根県の第5期竹島問
題研究会の座長を務める竹
島研究の第一人者。71歳。